第2回言語聴覚士学校養成所 カリキュラム等改善検討会

令和4年4月22日

資料1

臨床実習の在り方等について

「言語聴覚士学校養成所指定規則」、「言語聴覚士養成所指導ガイドライン」等の教育に関連する見直しの主な検討事項 —要望書事項の全体像①—

1. 教育内容及びその単位数の見直し等に関する事項

第1回言語聴覚士学校養成所 カリキュラム等改善検討:

令和4年1月28日

資料 4 (一部改変)

(1)言語聴覚士学校養成所指定規則における教育内容とその単位数の見直し及び教育目標の新設について

文部科学大臣の指定した学校、都道府県知事の指定した言語聴覚士養成所における教育内容及びその単位数について見直すとともに、教育内容ごとに立てる教育目標について検討する。

(2)厚生労働大臣の指定する科目の見直しと教育する養成施設における「指定科目の審査基準」の新設について

文部科学大臣の指定した学校、都道府県知事の指定した言語聴覚士養成所、並びに厚生労働大臣の指定する科目を教育する学校における教育内容、単位数等の水準を揃えるため、言語聴覚士学校養成所指定規則に準じた指定科目の審査基準となるよう検討する。

(3)教育上必要な機械器具、標本及び模型について

第1回(1/28)にて意見確認対象

教育内容の見直しに即した機械器具、標本及び模型として、標準に整備する品目について検討する。

(一部再度意見確認)

- 2. 臨床実習の在り方に関する事項
- (1) 臨床実習の中で実践学習すべき範囲の見直しについて

言語聴覚士を取り巻く環境変化に求められる教育とするため、臨床実習の中で実践学習すべき領域の見直しの検討をする。

(2) 臨床実習の段階的な実施方法の導入とその教育目標の新設について

臨床実習の教育的効果を高めるために、早期から段階的に取り組むことができる実習形態とその教育目標について検討する。

(3) 臨床実習における実習指導者の担当学生人数について

臨床実習の新たな実施方法を導入する要望に伴い、実習形態ごとに教授するのに適当な実習指導者の担当学生人数について検討をする。

(4) 臨床実習施設において有することが求められる設備について

言語聴覚士の臨床実習施設として利用する病院において実習用設備として有することが求められる設備について見直しの検討を行う。

(5) 臨床実習を実施する主たる施設の新設について

実習施設の医療提供内容による実習内容の差異を考慮し、臨床実習の質を担保するための主たる実習施設を設置することについて検討する。

(6) 臨床実習指導者の新たな要件(必須研修)の追加と既存類似研修修了者の扱いについて

臨床実習指導の質を高めるために、臨床実習指導者の要件に厚労省で定める必須研修を追加し充実させるとともに、既にある類似の研修を修 了した者における扱いについて検討する。

(7) 臨床実習前後の評価の実施について

臨床実習に臨む前後の学生に対し、養成施設において知識、技術及び態度等の到達状況の把握、指導、学習成果の評価を実習の単位数に含めることについて検討する。 第2回(本日)の意見確認対象

言語聴覚士 国家試験受験資格ごとに求められる必須内容

◎:必須、○:参考、一:対象外

	具体的記載のある主な内容		法第33条 第1号		法第33条 第2号		§33条 3号	法第33条 第4号	法第33条 第5号	
			養成所 ※ 2	学校 ※ 1	養成所 ※ 2	学校 ※ 1	養成所 ※ 2		学校 ※ 1	養成所 ※ 2
言語聴覚士 学校養成所指定規則	・教育の内容、単位数 ・教員の数 ・専任教員の数、要件 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語聴覚士養成所 指導ガイドライン	・専任教員の担当授業時間 ・臨床実習1単位の時間数 ・選択必修分野の内訳(推奨) ・教育上必要な機械器具、模型 ・実習指導者の要件、担当学生数 等	0	© ※3	0	© ※3	0	© ※3	0	0	© ※3
言語聴覚士法第33条 第4号の規定に基づ き厚生労働大臣の指 定する科目	・大学で修め必要がある科目 ※指定規則と整合性ある教育内容	_		_		_		©	_	_

- ※1 文部科学大臣が指定した学校
- ※2 都道府県知事が指定した言語聴覚士養成所
- ※3 都道府県への技術的助言として

臨床実習の中で実践学習すべき範囲に関する事項

- 臨床実習の中で実践学習すべき内容として、高齢社会の進展に伴う対応のため、病院又は診療所の他、介護、福祉、 教育分野の臨床実習を推奨する記載を実習時間割合の内外で追加する意見について、どう考えるか。
- ▶ 安全性確保の観点から、臨床実習に臨む前後の学生に対し養成施設において学習状況を把握・指導するため、学習成果の評価及び臨床実習後の振り返りを必須とする提案について、どう考えるか。

<現行>

言語聴覚士学校養成所指定規則

別表第1

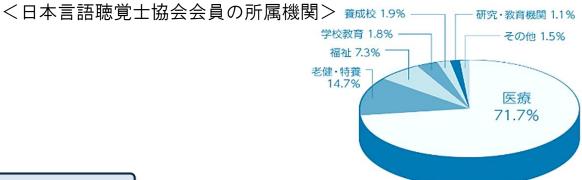
臨床実習 <u>12単位</u> 実習時間の3分の2以上は、<u>病院又は診療所</u>に おいて行うこと。

言語聴覚士養成所指導ガイドライン

記載なし

く要望書提案内容>

- ○臨床実習 15単位
- ○実習時間の3分の2以上は、<u>助産所を除く医療提供施設</u> <u>(病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、その</u> <u>他の医療を提供する施設)</u>において行うこと。
- ○養成施設は、実習施設として医療提供施設の他、介護や 福祉領域における施設・事業所、教育領域における学校 等を適宜含めることが望ましい。
- ○実習前の学修状況把握や指導のための実習前評価と、実習後の実習での学習を集約しつつ理解を深める評価・指導を臨床実習に含むものとする。



国家試験合格者累計 3万6255名(2021年3月末)

医療:病院(リハビリテーション科、耳鼻咽喉科、小児科、

形成外科、口腔外科など)

福祉:障害福祉センター、小児療育センター、通園施設など

介護:老人保健施設など

学校:通級者指導教室、特別支援学校(聴覚障害・知的障

害・肢体不自由)

保健:保健所など

日本言語聴覚士協会HP参照

- ・病院又は診療所における実習が実質的に減ることが懸念されるが問題はないか。
- ・言語聴覚士を養成するための臨床実習先として、教育機関への実習を加えることについて、医療従事者の育成 の観点からどう考えるか。

臨床実習の段階的な実施方法の導入とその教育目標の新設に関する事項

臨床実習の教育的効果を高めるために、臨床実習を早期から段階的に取り組む実施方法とし、段階ごとの教育目標を新設する意見について、どう考えるか。

要望書提案内容

○ 言語聴覚士の養成教育においては、early exposure(早期体験実習)の教育的効果が大きく、臨床実習は早期から 段階性を踏まえて見学実習、評価実習、総合実習と順次、相互に関連性をもって体系的に進められる実習形態としたい。

見学実習: (内容)患者への対応等についての見学を実施する実習

(方法) 言語聴覚士が行っている実際の臨床現場を見学

評価実習: (内容)患者の状態等に関する評価をする実習

(方法) 実習指導者のもとで対象者に接してコミュニケーションを取り、言語聴覚療法の評価・診断を体験

総合臨床実習:(内容)患者の障害像の把握、治療目標及び治療計画の立案、治療実践、治療効果判定についての実習

(内谷) 忠有の障害隊の記述、冶療日標及の冶療計画の立来、冶療失成、冶療効果判定についての失 (方法) 言語聴覚療法の評価・診断から治療(訓練・指導・支援)までの流れを体験

- 評価実習と総合臨床実習は、実習生が診療チームの一員として加わり、臨床実習指導者の指導・監督の下で行う実習が望ましい。
- 多様な疾患を経験できるように計画することが望ましい。
- 臨床実習前の学修と臨床実習が十分連携できるように学修の進捗状況にあわせて適切な時期に行うことが望ましい。
- 臨床実習にあたり、以下の教育目標を新設したい。

	端床美音にめたり、以下の教育日保を初設したい。							
	目標							
見学実習	① 言語聴覚障害がある人の抱える問題とその背景について学ぶ。							
	② 言語聴覚士の役割と業務について学ぶ。							
	③ 見学する施設の特徴と地域における役割について学ぶ。							
	④ 職業倫理(守秘義務など)について学ぶ。							
	① 臨床の基本的態度と評価・診断技能を学ぶ。							
評価実習	② 他職種との連携や言語聴覚士の臨床以外の業務について学ぶ。							
	③ 言語聴覚障害がある人との適切なコミュニケーションを学ぶ。							
	④ 指導者の指導の下、対象者の神経心理学的特徴が明らかとなる評価法を選択し、実施することを学ぶ。							
	⑤ 実施した評価結果を分析することを学ぶ。							
臨床実習	① 言語聴覚士の指導者の助言・指導のもとに典型的な対象児・者に提供できる基本的言語聴覚療法を学ぶ。							
	🚷 🛮 ② 対象者を評価し、言語聴覚療法の実施計画を作成し、言語聴覚療法を実施することを学ぶ。							
	③ 対象者の障害特徴を掘り下げて調べる検査や、それに対応した治療(訓練・指導・支援)の方法を考案することを学ぶ。							
	④ 多職種と連携してリハビリテーションを実施する方法を学ぶ。							

論点・懸念点

・病院又は診療所以外の医療提供施設での実習においても評価実習・総合臨床実習の実施を想定しているのか。

臨床実習を実施する主たる施設の新設に関する事項

養成校(教員)と実習施設(実習指導者)との緊密な連携体制により臨床実習教育の向上を図るため、主たる実習施設を設置する意見について、どう考えるか。

要望書提案内容

- 〇主たる実習施設とは養成校の附属実習施設、又は契約により 附属実習施設と同等の連携が図られている施設や複数の症例が 経験できる臨床実習が行われている施設としたい。
- ○養成施設は、以下の要件を満たす主たる実習施設を置くことが 望ましい。
- ア 養成施設の附属実習施設であること、又は契約により 附属実習施設と同等の連携が図られていること。
- イ 実習生の更衣室及び休憩室が準備されているとともに、
- ウ 実習生が閲覧可能な専門図書(電子書籍でも可)を有しており、実習生が学修する環境が整備されていること。

実習効果を高めるため討議室が設けられていること。

- エ 原則として養成施設に近接していること。
- オ 言語聴覚士の継続的な教育が計画的に実施されていること。
- カ 複数の症例が経験できる臨床実習が行われていること。

附属施設の有無と実習生の受入れ状況

※日本言語聴覚士協会が実施した

臨床実習アンケート調査(2021年):回答養成校62村

- 臨床実習アンケート調査(2021年):回答養成校62校							
附属施設	I		養成	校数			
の有無校数		受入れ	課程				
有り		人一四日	大学	5			
	23校 (約 37%)	全て受入	4年	0			
		れ (7校)	3年	1			
			2年	1			
		小粉の平	大学	5			
		少数の受	4年	1			
		入れ (16th)	3年	6			
		(16校)	2年	4			
/m 1	39校						
無し	(63%)						

言語聴覚士養成所指導ガイドライン(現行)

第6 臨床実習施設に関する事項

1 臨床実習施設は、言語機能、音声機能及び聴覚に関する訓練、検査等の実習を行うにふさわしい施設であり、以下の要件を備えていること。

論点・懸念点

- ・養成校の附属実習施設には、病院又は診療所以外の施設は含まれるのか。
- ・養成校の附属実習施設と同等の連携とはどのようなもので、図られるための契約とは何を指すのか。
- ・養成校に近接した附属実習施設であって複数の症例が経験できる施設はどれほどあるのか。
- ・そもそも臨床実習を実施する医療提供施設において、現在、複数の症例が経験できない施設があるのか。
- ・要望書記載の要件案は、主たる実習施設に限定すると実習の質の観点からその他の施設との格差を作る要因と なりうるため、実習時間の3分の2以上定める実習施設の要件として議論すべきではないか。

6

臨床実習の段階的な実施に伴い実習指導者が担当する学生の人数に関する事項

臨床実習の新たな実施方法を導入する要望に伴い、実習指導者が実習形態ごとに教授する上で適当な担当する学生人数の上限の意見について、どう考えるか。



見学実習:言語聴覚士が行っている実際の臨床現場を見学

評価実習:実習指導者のもとで対象者に接してコミュニケーションを取り、言語聴覚療法の評価・診断を体験

総合臨床実習:言語聴覚療法の評価・診断から治療(訓練・指導・支援)までの流れを体験

○ 主たる実習施設では、実習指導について養成施設教員と実習指導者との緊密な連携体制が構築されることから系統 的実習を効率的に展開する上で、実習指導者あたりの担当学生数の制限を緩和としたい。

○ 見学実習及び主たる実習施設で行う実習については、担当学生数はこの規定によらないこととしたい。

言語聴覚士学校養成所指定規則(現行)

第4条(学校及び養成所の指定基準)

10 臨床実習を行うのに適当な病院、診療所その他の施設を実習施設として利用し得ること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

言語聴覚士養成所指導ガイドライン(現行)

第6 臨床実習施設に関する事項

(2) 実習指導者1人が担当する学生の数は、2人を限度とすること。

論点・懸念点

・「主たる実習施設」が効率的に指導できる体制であっても、一般的に主な言語聴覚士の業務は個別の小部屋を活用して行われるため、体験型実習である評価・総合臨床実習の指導体制においては、指導の質の低下が起きないよう、一度に指導できる人数の上限を除くべきではないのではないか。

<u>臨床実習指導者の要件に関する</u>事項(1-1)

臨床実習における教育の質向上のため、臨床実習指導者の要件についての関係団体からの見直し提案をどう考えるか。

<現行>

言語聴覚士学校養成所指定規則

- 第4条 法第33条第1号の学校及び養成所の指 定基準は、次のとおりとする。
- 10 臨床実習を行うのに適当な病院、診療所 その他の施設を実習施設として利用し得る こと及び当該実習について適当な実習指導 者の指導が行われること。
 - ※法第33条第2号、第3号においても同様記載 あり。

言語聴覚士養成所指導ガイドライン

- 第6 臨床実習施設に関する事項
- (1) 実習指導者は、言語聴覚士の免許を受けた後5年以上法第2条に掲げる業務に従事した者で、かつ、当該施設において専ら法第2条に掲げる業務に従事していること。
- (2) 実習指導者1人が担当する学生の数は、 2人を限度とすること。

く要望書提案内容>

○ 臨床実習を行うのに適当な病院、診療所その他の施設を実習施設として利用し得ること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

(追加内容)

- 第6 (臨床実習施設に関する事項)
 - 1) 実習指導者は、言語聴覚士の免許を受けた後5年以上法第 2条に掲げる業務に従事した者で、かつ、当該施設において 専ら法第2条に掲げる業務に従事している者であり、<u>かつ、</u> 次のいずれかの講習会を修了した者であること。
 - ・厚生労働省が指定した指針に基づく臨床実習指導者講習会
 ・厚生労働省及び公益財団法人医療研修推進財団が実施
 する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会※10、11頁に詳細記載
 -) 実習指導者1人が担当する学生の数は、2人を限度とするこ と。<u>但し、見学実習及び主たる実習施設で行う実習については</u> この限りではない。※前頁内容
- 見学実習については、養成施設の教員及び臨床実習指導者の 要件を満たしていないが免許を受けた後5年以上業務に従事し た者を指導者とすることができる。

- ・講習修了を必須内容とする場合、指導ガイドラインが必須要件となる養成所は学生2人に1名の実習指導者を必要となるが、受講対象として養成が必要な人数は現在どの程度いるのか。
- ・経過とともに内容が反れることが起きぬよう、特定の講習会を指定するのではなく、指針として定める基準に則った講習に統一して要件とすべきではないか。
- ・その上で、厚生労働省及び公益財団法人医療研修推進財団が実施する上記講習が指針案で定める要件を満たす場合、 これまでの修了者を臨地実習指導者講習会を修了した者と同等に扱うとすべきではないか。



臨床実習指導者の要件に関する事項(1-2)

要望書提案内容

臨床実習指導者講習として、厚生労働省が指定する指針内容は以下としたい。

(通知)臨床実習指導者講習会の開催指針(案)(要望書一部抜粋)

第1 趣旨

本指針は、言語聴覚士に臨床実習に係る指導者講習会(以下「臨床実習指導者講習会」という。)を開催するものが参考とすべき形式、内容等を定めることにより、指導者講習会の質の確保を図り、もって言語聴覚士養成の質の向上及び臨床実習を行う養成施設における適切な指導体制の確保に資することを目的とするものである。

第2 開催指針

1. 開催実施担当者

次に掲げる者で構成される講習会実施担当者が、講習会の企画、運営、進行等を行うこと。

- (1)講習会主催責任者 1名以上
 - ※ 講習会を主催する責任者
 - ※ (2)との兼務も可
- (2)講習会企画責任者 1名以上
 - ※ 企画、運営、進行等を行う責任者
- (3)講習会世話人

グループ討議の1グループ当たり1名以上

- ※ 企画、運営、進行等に協力する者
- ※ 講習会を修了した者又はこれと同等以上の 能力を有する者

2. 指導者講習会の開催期間

実質的な講習時間の合計は、16時間以上であること。

- ※連日での開催を原則とするが、分割して開催する場合には、開催日の間隔を可能な限り短くする等、 研修内容の一貫性に配慮すること。
- 3. 受講対象者 実務経験5年以上の言語聴覚士

4. 講習会の形式

ワークショップ(参加者主体の体験型研修)形式で 実施され、次に掲げる要件を満たすこと。

- 1 指導者講習会の目標があらかじめ明示されていること。
- ② 参加者が6名から10名までのグループに分かれて行う討議及び発表を重視した内容であること。
- ③ グループ討議の成果及び発表の結果が記録され、 その記録が盛り込まれた講習会報告書が作成され ること。
- ④ 参加者の緊張を解く工夫が実施され、参加者間のコミュニケーションの確保について配慮されていること。
- ⑤ 参加者が能動的・主体的に参加するプログラム であること。

臨床実習指導者の要件に関する事項(1-3)

(通知)臨床実習指導者講習会の開催指針(案)(要望書一部抜粋)(つづき)

5. 指導者講習会におけるテーマ

指導者講習会のテーマは、次の①~④に掲げる項目を含むこと。

また、必要に応じて⑤、⑥に掲げる項目を加えること。

- ① 言語聴覚士養成施設における臨床実習制度の 理念と概要
- ② 臨床実習の到達目標と修了基準
- ③ 臨床実習施設における臨床実習プログラムの立案
- ④ 臨床実習指導者の在り方
 - ※臨床実習指導者がハラスメントについて十分な問題意識を持つとともに、ハラスメントを起こさないための「ハラスメントの防止について」を含むこと
- ⑤ 臨床実習指導者およびプログラムの評価
- ⑥ その他臨床実習に必要な事項
- 6. 講習会の修了 講習会の修了者に対し、修了証書が交付されること。

第3 講習会の開催手続き

- (1)講習会を開催しようとする主催者は、開催日の 2カ月前までに、確認依頼書に関係書類を添え て、厚生労働省医政局医事課まで提出すること。
- (2) 当該指導者講習会が本指針に則ったものであると同課で確認できた場合には、その旨主催者に連絡する。主催者は指導者講習会修了の1週間前までに、修了証書を同課まで提出すること。尚、修了証書は参加者の氏名、指導者講習会の名称等を記載し、主催者印を押印すること。

- (3)提出された修了証書については、医政局長印を押 印した上で主催者に返却するものであること。指導者 講習会に参加しなかった者及び指導者講習会を修了し なかった者に対しては、修了証書を交付しないこと。
- (4) 指導者講習会終了後、少なくとも次に掲げる事項を 記載した指導者講習会報告書を作成し、参加者に配布 するとともに、厚生労働省まで提出すること。また、 指導者講習会報告書と併せて、交付しなかった修了証 書を同課に提出すること。
 - ① 指導者講習会の名称
 - ② 主催者、共催者、後援者等の名称
 - ③ 開催日及び開催地
 - ④ 講習会主催責任者の氏名
 - ⑤ 講習会参加者及び指導者講習会修了者の 氏名及び人数
 - ⑥ 講習会の目標
 - ⑦ 講習会の進行表(時刻、テーマ、実施方法、担当者等を記載した 講習会の時間割)
 - ⑧ 講習会の概要 (グループ討議の結果及び発表の成果を盛り込む こと。)

臨床実習指導者の要件に関する事項(2-1)

(現行の講習会) 公益財団法人医療研修推進財団、厚生労働省 共催 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会

1. 指導者講習会の開催期間 講義時間:132時間

2. 受講対象者

次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の免許を有する者
- (2)免許取得後、原則として教員は5年以上、臨床実習指導者は3年以上 (言語聴覚士は5年以上)の実務経験を有する者
- (3)本講習会修了後において理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の養成施設の教員等に従事する者及び将来従事しようとする者
- 3. 指導者講習会の形式
 - ・形式:オンライン開催(令和3年度:Zoomによる同時双方向)
 - ・受講定員:150名程度(3職種合同)・更新制度等:なし
- 4. 直近のプログラム内容(令和3年内容)
- ※指導者講習会指針案におけるテーマと照し合わせにて提示

<臨床実習指導者講習会の開催指針(案)抜粋>

5. 指導者講習会におけるテーマ

指導者講習会のテーマは、次の① \sim ④に掲げる項目を含むこと。

また、必要に応じて⑤、⑥に掲げる項目を加えること。

- ① 言語聴覚士養成施設における臨床実習制度の理念 と概要
- ② 臨床実習の到達目標と修了基準
- ③ 臨床実習施設における臨床実習プログラムの立案
- ④ 臨床実習指導者の在り方(ハラスメントを含む)
- ⑤ 臨床実習指導者およびプログラムの評価
- ⑥ その他臨床実習に必要な事項

※ 拍导 自	首云相可采にの	2110	ナーマと思し合わせにて徒ホ		
区分	科目	時間数	内容 ※年度毎に講義内容が若干変更あり。	区分)指導者講習会指針案のテーマの一部として該当する項目	
教職の意義等に 関する科目	教員論	8	教師に求められる資質能力と役割、倫理性を理解する。		
教育の基礎理論 に関する科目	教育原理	8	「教育」に関する歴史・思想・理念及び「教育」という営みの意義と内容を理解する。併せて、行政的側面から教育制度論を学ぶ。		
	教育心理学	10	学習者の心理的特徴を理解する。		
	教育と社会·制度	10	教育に関する社会的・制度的・経営的な知識を身に付ける。		
	教育方法学	12	教育方法の理論と方法を理解する。さらに学生に対する教育評価と教員に対する教育評価の在り方を学ぶ。		
導法に関する科 目	道徳教育論	8	道徳教育の意義と内容を理解する。教育・研究における倫理・指導者 - 学生間のハラスメント理解を含む。	④ 臨床実習指導者の在り方(ハラスメントを 含む)	
	教育方法演習	14	教育方法学を踏まえ,模擬授業等を通して,実践的な授業のあり方を実践的に理解する。		
	学生指導及び進路 指導論	8	学生指導及び進路指導の意義と内容を理解する。	③ 臨床実習施設における臨床実習プログラムの立案 ④ 臨床実習指導者の在り方(ハラスメントを含む)	
	教育相談論	10	教育相談の意義と内容を理解する。	④ 臨床実習指導者の在り方(ハラスメントを含む)	
	青年心理学	8	青年の心理的特徴を理解する。		
に関する科目	情報リテラシー論	10	情報活用能力と情報に対する批判的思考の意義と内容を理解する。		
	国際理解教育論		グローバル化・多様化する社会における国際理解の意義と内容を理解する。		
フョフ限域の教	臨床教育学		教育機関での学生の管理ならびに、臨床実習での指導者の在り方について理解する。時代により変化する臨床実習 での学生の管理ならびに、人間行動の科学的な分析を学ぶ。		
育に関する科目	多職種連携教育論	6	多職種連携における問題点と解決策、コミュニケーションの在り方を理解する。		
	特別講義	+	その時代の保健・医療・福祉に関するトピックスを理解する。		
合計		132			

臨床実習指導者の要件に関する事項(2-2)

(現行の講習会) 公益財団法人医療研修推進財団、厚生労働省 共催 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会

直近のプログラム内容(平成27年度~令和3年度)

平成27年度	 平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
教育原理	十八八八十尺		77年2千皮	教員論 教員論		
教育方法論		教育		教育原理		
教育方法論 Ⅱ		教育心		教育心理学 数		
教育方法実習セミ ナー		教育と社		教育と社会・制度		
教育心理学				教育方法学		
教育評価		道徳教		教育方法演習		
専門教育水準論		教育方		道徳教育論		
管理学 (管理倫理)		学生指導及で		学生指導及び進路指 導論		
管理学セミナー						教育相談論
研究法		青年心理学				青年心理学
統計学		情報リテ		情報リテラシー論		
臨床実習指導者論及 び演習セミナー		国際理角		 国際理解教育論 		
行動科学		臨床教		臨床教育学		
リハビリテーション チームワーク論		多職種連		多職種連携教育論		
医療福祉制度論	特別講義	特別講義 特別講義1 トピックス 臨床実習制度論				特別講義
特別講義(医療行政のトピックス)		特別講義2		臨床実習の到達目標 と修了基準		

- ・上記講習会は教員に対する教育学に関する内容を主眼としたものであり、指針で定める指導者講習とはテーマが異なるのではないか。
- ・今回の見直しにより指針案が適用された場合、上記講習会が指針案で定める要件と大きく逸脱していないならば、 適用日以前に上記講習会を修了した者も指針で定める臨床実習指導者と同等に扱えるとしてはどうか。

臨床実習施設として求められる設備に関する事項

言語聴覚士の臨床実習施設として有することが求められる設備について、関係団体からの見直し提案をどう考えるか。

<現行>

言語聴覚士学校養成所指定規則

記載なし

言語聴覚士養成所指導ガイドライン

第6 (臨床実習施設に関する事項)

- 1 臨床実習施設は、言語機能、音声機能及び聴覚に関する訓練、検査等の実習を行うにふさわしい施設であり、以下の要件を備えていること。
- (3) 臨床実習施設には、専用の訓練室及び 実習を行う上に必要な機械器具を有すること。

〈要望書提案内容〉

- ○指導ガイドライン第6(臨床実習施設に関する事項)
- 1 臨床実習施設は、言語機能、音声機能及び聴覚に関する訓練、検査等の実習を行うにふさわしい施設であり、以下の要件を備えていること。
- (3) 臨床実習施設には、専用の訓練室及び実習を行う上に必要な機械器具を有すること。

(追加内容)

- 臨床実習施設の設備として、実習施設は、臨床実習を行う のに必要な設備(休憩室、更衣室、ロッカー、机等)を備え ていることが望ましい。
- 主たる実習施設は、以下の要件を満たすことが望ましい。
 - 1) 実習効果を高めるため討議室が設けられている。
 - 2) 実習生が閲覧可能な専門図書(電子書籍でも可)を有しており、実習生が学修する環境が整備されている。

- ・「主たる実習施設」に限定して討議室や図書を有していることを求める意図は何か。
- ・「主たる実習施設」において、討議室は臨床実習でどのような活用をするために設備として求める必要なのか。